



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年7月12日木曜日 第1877号外2

◇ 目 次 ◇

選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者の選任..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時..... 1

参議院選挙区選出議員選挙におけるポスターの掲示の開始日..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の告示の方法..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の事務の取扱場所..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数の制限..... 1

参議院選挙区選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時..... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者の選任..... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時..... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示の方法..... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務の取扱場所... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数の制限... 2

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を決定するためのくじを行う場所及び日時..... 2

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

| 選挙長 | | 選挙長職務代理者 | |
|---------------|------|---------------|-------|
| 住所 | 氏名 | 住所 | 氏名 |
| 松山市石手四丁目6番19号 | 藤山 薫 | 松山市道後湯之町6番10号 | 北村 朋生 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

39,538,900円

○愛媛県選挙管理委員会告示第67号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

- 1 場所 愛媛県庁
- 2 日時 平成19年8月1日 午前10時

○愛媛県選挙管理委員会告示第68号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定によりポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日は、平成19年7月12日とする。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

○愛媛県選挙管理委員会告示第69号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における候補者の政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

- 1 場所 愛媛県庁
- 2 日時 平成19年7月12日 午後6時30分

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の告示は、愛媛県報に掲載して行う。

平成19年7月12日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

○告示

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙長の事務は、愛媛県庁において取り扱う。

平成19年7月12日

参議院選挙区選出議員愛媛県選挙区

選挙長 藤山 薫

○告示

平成19年7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙会の参観人の数は、10人に制限する。

平成19年7月12日

参議院選挙区選出議員愛媛県選挙区

選挙長 藤山 薫

○告 示

平成19年 7月29日執行の参議院選挙区選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年 7月12日

参議院選挙区選出議員愛媛県選挙区
選挙長 藤 山 薫

- 1 場所 愛媛県庁
- 2 日時 平成19年 7月27日 午前10時

○愛媛県選挙管理委員会告示第71号

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及びその職務代理者を次のとおり選任した。

平成19年 7月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

| 選 挙 分 会 長 | | 選挙分会長職務代理者 | |
|------------------|------|------------------|-------|
| 住 所 | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 |
| 松山市石手四丁目 6 番 19号 | 藤山 薫 | 松山市道後湯之町 6 番 10号 | 北村 朋生 |

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年 7月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

- 1 場所 愛媛県庁
- 2 日時 平成19年 8月 1日 午前10時30分

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の告示は、愛媛県報に掲載して行う。

平成19年 7月12日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

○告 示

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、愛媛県庁において取り扱う。

平成19年 7月12日

参議院比例代表選出議員選挙
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

○告 示

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の参観人の数は、10人に制限する。

平成19年 7月12日

参議院比例代表選出議員選挙
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

○告 示

平成19年 7月29日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人につき、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第76条において準用する同法第62条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成19年 7月12日

参議院比例代表選出議員選挙
愛媛県選挙分会長 藤 山 薫

- 1 場所 愛媛県庁
- 2 日時 平成19年 7月27日 午前10時10分